

2024(令和 6)年 8 月 10 日制定

総会における会員総数の基準日に関する内規

(目的)

第1条 奈良県ダンススポーツ連盟規約の第15条第1項における総会開催時の会員総数を算出する基準日を規定し、総会の成立および決議の有効性の保証に資することを目的とする。

(基準日)

第2条 総会開催における対象となる会員総数は、当該総会の議案確定を行う理事会開催日における全ての会員とする。

2 会員総数の算出は登録管理業務を担当する理事が行い、上記理事会にて会員総数を報告するものとする。

(改廃)

第3条 この内規は、理事会において出席理事の過半数の賛成で改廃することができる。